

審 査 基 準

基準の名称			共済規程の変更又は廃止の認可（漁協）基準
法 令 等 名		根 拠 条 項	許 認 可 等 ・ 処 分 の 概 要
水産業協同組合法		0 1 5 の 2 - 2	共済規程の変更又は廃止の認可（漁協）
基 準 の 内 容			
「漁協等の共済事業向けの総合的な監督指針（平成 20 年 4 月 1 日付け 19 水漁第 3957 号水産庁長官通知）」のとおり。 IV－1 申請書類 水協法第 1 5 条の 2 第 1 項又は第 2 項（同法第 9 6 条第 1 項又は第 1 0 0 条の 8 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく共済規程の設定又は変更若しくは廃止の認可申請書の受理に当たっては、次の書類の提出を求めるものとする。 また、審査を行う上で必要となる書類（理由書の内容が不明確な場合に要求する追加報告書等）がある場合には、必要に応じ当該書類の提出を求めることとする。 (1) 設定認可申請書類 ① 共済規程設定認可申請書 ② 理由書 ③ 共済規程全文 ④ 規程を定める議決をした総会（又は総代会）の議案及び議事録 (2) 変更認可申請書類 ① 共済規程変更認可申請書 ② 理由書 ③ 共済規程変更条文新旧対照表 ④ 共済規程全文（現行のもの） ⑤ 規程変更の議決をした総会（又は総代会）の議案及び議事録（水協法第 4 8 条第 5 項（同法第 9 6 条第 3 項及び第 1 0 0 条の 8 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、共済規程の変更について理事会で議決した場合には、当該理事会の議案及び議事録） (3) 廃止認可申請書類 ① 共済規程廃止認可申請書 ② 理由書 ③ 現に締結している共済契約の取扱いの方針を記載した書面 ④ 規程廃止の議決をした総会（又は総代会）の議案及び議事録 IV－2 審査要領 (1) 共済規程の設定又は変更の認可を行う場合には、次に掲げる要件（変更の認可にあつては、①及び②を除く。）に適合するか慎重に審査するものとする。 ① 当該組合が共済事業を健全かつ効率的に遂行するに足る財産的基礎を有し、かつ、収支の見込みが良好であること ② 当該組合が、その人的構成等に照らして、共済事業を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること ③ 水産業協同組合法施行規則第 1 2 条に規定する記載事項が共済規程に記載されていること ④ 共済規程に記載された事項のうち事業の実施方法、共済契約又は共済掛金に係るものが次に掲げる基準に適合するものであること ア 共済契約の内容が、共済契約者、被共済者、共済金等を受け取るべき者その他の関係者（以下「共済契約者等」という。）の保護に欠けるおそれのないものであること			

- イ 共済契約の内容に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと
 - ウ 共済契約の内容が、公の秩序又は善良の風俗を害する行為を助長し、又は誘発するおそれのないものであること
 - エ 共済契約者等の権利義務その他共済契約の内容が、共済契約者等にとって明確かつ平易に定められたものであること
 - オ 共済掛金及び責任準備金の額の算出方法が、合理的かつ妥当なものであり、また特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと
- ⑤ 決定手続は、水協法第48条、第49条及び第51条（同法第96条第3項及び第100条の8第3項において準用する場合を含む。）等に照らし適法に行われていること
- (2) 共済規程の設定又は変更の認可に際しては、当該事業の確実な実施を図るため、上記(1)の要件を確保するために必要最小限の条件を付すことができる。